配当公告

秋田県秋田市新屋元町二〇番一一号
破産者　内外リフォーム株式会社
右の者に対する秋田地方裁判所平成二十年（フ）第三〇四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金二二、一五二、五九一円
一、配当することのできる金額
金五、八二〇、二三〇円
平成二十四年一月十一日
秋田県秋田市山王中園町二番三四号第一合同法律事務所　破産管財人　狩野　節子

配当公告

三重県松阪市上川町三四六一番地の六二
破産者　有限会社松阪管工業
右の者に対する津地方裁判所松阪支部平成二十二年（フ）第一一一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金六七、四六四、〇二〇円
一、配当することのできる金額
金三、四七七、二五三円
平成二十四年一月十一日
三重県津市羽所町三四五　津駅前第一ビル六階　破産管財人　**北薗　太**

配当公告

岡山市東区松新町一二七番地二二、開始決定時の住所岡山市北区西古松一丁目一七番一七号
破産者　山吹　邦彦
右の者に対する岡山地方裁判所平成二十三年（フ）第五三二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金一八一、九六四、〇八三円
一、配当することのできる金額
金二三、五六四、三四五円
平成二十四年一月十一日
岡山市北区南方一丁目六番五号司法ビル四階　破産管財人　信長富士生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県下閉伊郡山田町北浜町七四番地四八、最後の住所岩手県下閉伊郡山田町北浜町一〇番八号　被相続人　亡　舩越　利幸
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年一月十一日
岩手県宮古市栄町三番三五号キャトル宮古五階法テラス宮古法律事務所
相続財産管理人　弁護士　杉山　健太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県南相馬市原町区石神字赤坂八四番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　木幡　周一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年一月十一日
福島県相馬市中村字桜ヶ丘五六―一ＴＫウェルネス桜ヶ丘二〇二号
相続財産管理人　弁護士　米村　俊彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県熊谷市石原二一〇八番地、最後の住所埼玉県熊谷市石原二一〇八番地一九
被相続人　亡　髙橋　利弘
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年一月十一日
埼玉県熊谷市宮町一丁目一二七番地
相続財産管理人　菅原　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県越谷市大字上間久里四〇七番地八、最後の住所埼玉県春日部市大畑二〇六番地一
被相続人　亡　平嶋　成行
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年一月十一日
埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目一三番一二号
相続財産管理人　荒木　真名

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区堀ノ内二丁目六四三番地、最後の住所東京都杉並区堀ノ内二丁目一一番一号
被相続人　亡　須原　進
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年一月十一日
東京都港区虎ノ門三丁目一六番七号ピュア虎ノ門ビル三階
相続財産管理人　弁護士　小西　輝子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区北沢二丁目一〇七七番地、最後の住所横浜市中区住吉町六丁目六七番地一アール・ケープラザ　ベイサイトヴュー横濱八〇四号
被相続人　亡　高橋美枝子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年一月十一日
神奈川県藤沢市大鋸三―一―二六―七〇五
相続財産管理人　長田　正利

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市東区根室新町三番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　村山ハツノ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年一月十一日
事務所新潟市中央区花町二〇六九番地新潟日生第三ビル六階中村江花法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中村　崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県須坂市臥竜一丁目六一九番地四、最後の住所長野県須坂市臥竜一丁目六番二二号
被相続人　亡　寺内　仁郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年一月十一日
長野県長野市大字南長野県町四九〇番地五
相続財産管理人　弁護士　永井　真介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県加賀市動橋町口六一番地、最後の住所岐阜県各務原市緑苑中二丁目三〇番地
被相続人　亡　三島　裕志
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年一月十一日
事務所岐阜県岐阜市美江寺町二丁目一番地
蚕糸会館三階　山田貞夫法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山田　貞夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市名東区平和が丘四丁目一一七番地の四、最後の住所名古屋市名東区代万町三丁目一一番地アーバンラフレ虹ケ丘中五号棟一二〇二号
被相続人　亡　中川　泉三
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年一月十一日
名古屋市西区城西一丁目八番一六号杉浦ビル二階
相続財産管理人　鈴木　健治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京丹後市久美浜町坂井五五五番地、最後の住所神奈川県秦野市渋沢一三七一番地の四
被相続人　亡　小山　榮
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年一月十一日
京都府京丹後市大宮町周枳一九七五番地
ミックビル三階丹後ひらり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　平林美沙子